

N 參考資料

1

計画策定における区民参加の状況



区民意識・意向調査

調査期間：平成 30 年 5 月 28 日～6 月 22 日

有効回収数：763 人（うちインターネットによる回答 89 人）有効回収率：38.7%

「北区基本計画 2015」及び
「北区経営改革プラン 2015」改定のための検討会

委員構成：学識経験者 6 名、区内団体代表 8 名、公募委員 4 名

検討経過

回	開催日	検討内容
1	平成 30 年 10 月 22 日	北区の現状と課題 人口動向と社会保障への影響
2	平成 30 年 11 月 12 日	第 4 分野（経営改革）・経営改革プラン
3	平成 30 年 12 月 3 日	第 1 分野（健康づくり、高齢者、障害者、子育て支援）
4	平成 30 年 12 月 25 日	第 2 分野（産業振興、地域振興、文化振興、教育、国際化、男女共同）
5	平成 31 年 1 月 21 日	第 3 分野（まちづくり、環境、安全・安心）
6	平成 31 年 2 月 5 日	第 5 回までのまとめ
7	平成 31 年 2 月 21 日	答申（案）について

傍聴：全 7 回 傍聴者数：延べ 40 人

公募委員への応募者数：10 人

議事録の閲覧：北区ホームページ及び北区企画課

北区ニュース定期号での情報提供：公募委員の募集及び検討会の開催のお知らせ

「北区基本計画 2015」及び
「北区経営改革プラン 2015」の改定に向けた区長との懇談会

回	開催日	対象	議題
1	令和元年 6 月 5 日	東京商工会議所北支部	「北区基本計画 2015」及び「北区経営改革プラン 2015」の改定に向けた区長との懇談会
2	令和元年 7 月 11 日	(一社) 北産業連合会	
3	令和元年 7 月 12 日	(公社) 王子法人会	
4	令和元年 7 月 18 日	北区商店街連合会	
5	令和元年 7 月 31 日	町会・自治会長	

 地域説明会

回	開催日	場所	議題
1	令和2年 1月15日	滝野川会館小ホール	
2	令和2年 1月16日	赤羽会館小ホール	
3	令和2年 1月18日	北とぴあペガサスホール	「北区基本計画2020(案)」 及び「北区経営改革プラン2020(案)」について

出席者：延べ23人

 区政モニター会議

令和2年1月18日 出席者数 27人

 パブリックコメント（区民意見公募手続）

意見提出期間：令和元年12月20日～令和2年1月27日

※北区ニュース12月20日特集号、北区ホームページのほか、企画課、区政資料室及び区内図書館並びに地域振興室にて周知

結果公表日：令和2年2月20日

意見等の提出者数：27名

内 訳：ホームページ14名、郵送2名、FAX8名、持参3名

意見総数：183件

2

地域別整備計画



(1) 地域等の区分の考え方

北区は、JR 京浜東北線に沿った武蔵野台地の崖線を境に、大きく西側の台地部と東側の低地部に分けられます。そして環状7号線が区の中央を東西に横断するとともに、荒川、隅田川、新河岸川に囲まれ、さらに南西から北東にかけて石神井川が流れています。

これらの鉄道や幹線道路、そして河川により分けられる区域は、区民の日常生活圏や地域のコミュニティ形成の上で、概ねひとつのまとまりをもって発展してきた経緯があります。

このような地理的条件や、社会的慣行を踏まえつつ、北区全体を下記の3地域7地区に区分しています。

赤羽地域 浮間地区・赤羽西地区・赤羽東地区

王子地域 王子西地区・王子東地区

滝野川地域 滝野川西地区・滝野川東地区



(2) 公共施設整備の基本的な考え方

地域の公共施設は、区民の生活環境の向上等地域の発展にとって重要な役割を果たすものです。従って施設の整備を推進するにあたっては、区内全体のバランスを考慮した上で計画を策定する必要があります。北区の公共施設は、これまでの計画の着実な推進により、各地域において概ね整備が進展してきました。しかし今後は、小・中学校をはじめとした多くの公共施設がその更新の時期を迎えるため、計画的に対応していく必要があります。

さらに、北区の人口は、現在は増加傾向ではありますが、今後減少していくことが予想され、少子高齢化の進展に伴う人口構成の変化もあり、公共施設に対するニーズの量と質が変化していきます。将来にわたり持続可能な公共施設の管理に取り組む必要があります。

本計画では、このような観点から計画期間中における公共施設の整備については、次のような基本的な考え方に基づいて進めます。

① 建設経費と維持管理費の縮減

公共施設の建設にあたっては、緊急性、必要性、費用対効果、将来需要等を十分考慮し、企画、設計の段階から地域住民の意見を十分に参考にしつつ、工事から施設の管理運営までの各段階において経費の縮減を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めます。

② 区有施設保全計画による計画的な更新

公共施設の保全については、北区施設維持管理システムを十分に活用しつつ、中長期改修シミュレーションを行い、適切な時期に適切な保全工事に取り組み、計画的で効率的な施設の維持管理を行います。

③ 公共施設マネジメントの推進

公共施設を適正に維持管理し、限られた資源の中で区民サービスの向上を図ります。また、北区公共施設再配置方針に基づき、公共施設のマネジメントや総量抑制の方策（用途転換、集約化・複合化、

統廃合・廃止) 等について具体的な取り組みを進めます。

④ 施設の有効活用の推進

適正配置等を進めるにあたり生じた遊休施設は、地域住民の意見を参考にしながら、転用、複合化、多目的利用等の適正な遊休施設利活用等計画を策定しつつ既存施設の有効活用を図ります。

(3) 地区別の計画事業

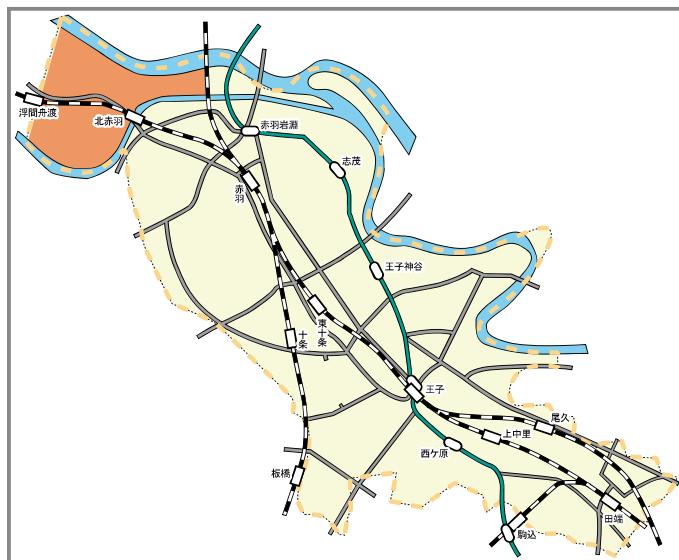
① 浮間地区

○ 範囲

浮間1～5丁目

○ 課題

- ・工場跡地におけるマンション建設が進んでいることから、操業環境を保全するとともに、住・工が共存したまちの形成が求められています。
- ・都心への移動が便利である一方、地区内における鉄道駅までの交通利便性の向上が求められています。
- ・浮間ヶ原の桜草や、氷川神社の例祭、マンゴリ（万垢離）などの、古くからの歴史・文化資源を、次世代に継承していくことが求められています。
- ・健康づくりや交流を一層促進する環境づくりを進めていくため、公園や河川敷へのアクセス性や地区内の回遊性を高める必要があります。
- ・荒川と新河岸川など、水辺空間の更なる活用を図っていくとともに、水害への対応の向上が求められています。



○ 主な計画事業

- 【013】 保育所待機児童解消
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【063】 浮間舟渡駅周辺のまちづくりの促進
- 【082】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【087】 区営住宅の建替え

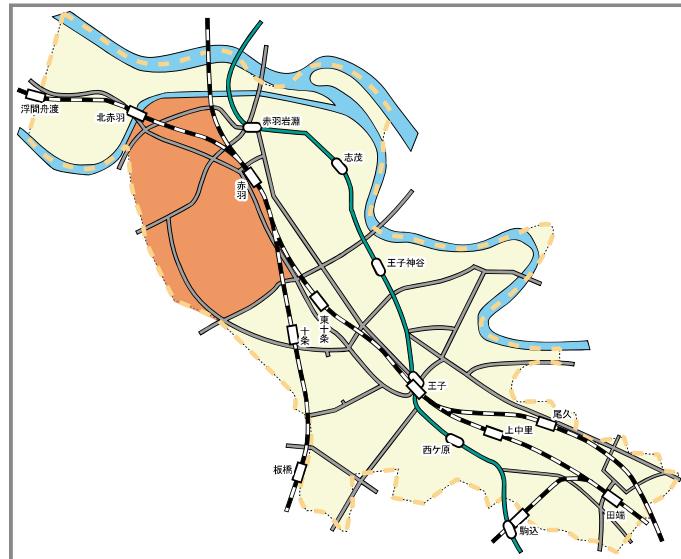
② 赤羽西地区

○ 範囲

赤羽北1～3丁目、桐ヶ丘1～2丁目、
赤羽台1～4丁目、赤羽西1～6丁目、
西が丘1～3丁目、上十条5丁目、
十条仲原3～4丁目、中十条4丁目

○ 課題

- ・東洋大学との連携の促進や旧赤羽台東小学校跡地の活用などにより、子育てや教育環境の更なる充実が求められています。
- ・交通結節点である赤羽駅までの交通手段の充実が求められています。また、区内外から自転車で赤羽駅を訪れる人が多く、鉄道駅周辺の駐輪場整備や放置自転車対策など安全な自転車利用環境が求められています。
- ・UR赤羽台団地、都営桐ヶ丘団地などの大規模団地の更新に伴う公共も含めた生活利便施設の集積やオープンスペースの整備などによる良好な生活環境の形成が求められています。
- ・公園や緑地の保全を図るとともに、新規整備や再整備を進めていくことが重要です。
- ・地域特有の文化を、地域活性化に向けて保全・活用するとともに、次世代に継承していく必要があります。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・国立スポーツ科学センターと味の素ナショナルトレーニングセンターなどによるハイパフォーマンススポーツセンターの立地を活かし、トップアスリートと地域の子どもとの交流の機会を創出するとともに、公園や緑道、道路などを活かして運動を通じた健康づくりができる環境づくりが重要です。



○ 主な計画事業

- 【013】 保育所待機児童解消
- 【021】 児童相談所等複合施設の整備
- 【023】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
- 【035】 区民センターの整備（桐ヶ丘地区）
- 【042】 桐ヶ丘体育館の改築
- 【050】 学校の改築
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【064】 赤羽台周辺地区住宅市街地総合整備事業の推進
- 【065】 都市防災不燃化促進事業
- 【066】 防災まちづくり事業の推進
- 【077】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【078】 幹線区道新設・拡幅整備
- 【080】 無電柱化事業の推進
- 【082】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【085】 総合的な駐輪対策の推進
- 【087】 区営住宅の建替え
- 【092】 魅力ある公園づくり事業
- 【094】 (仮称) 赤羽台のもり公園の整備
- 【098】 桐ヶ丘中央公園の拡張整備

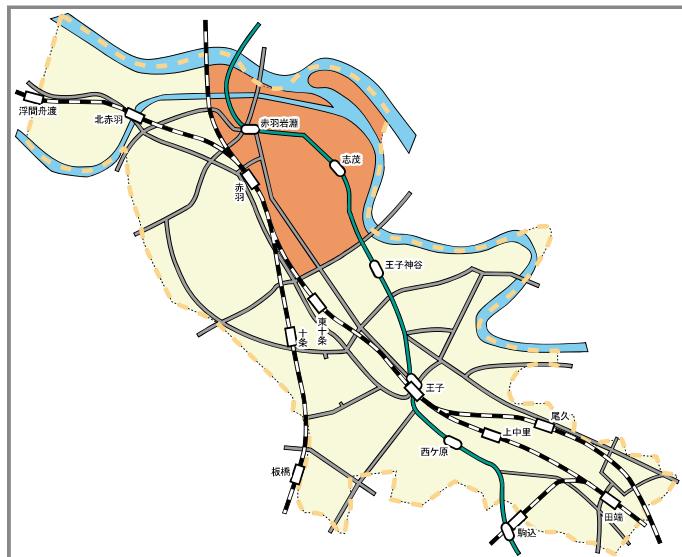
③ 赤羽東地区

○ 範囲

赤羽1～3丁目、岩淵町、志茂1～5丁目、赤羽南1～2丁目、神谷2～3丁目、東十条5～6丁目

○ 課題

- ・近年、工場の移転に伴い、跡地に集合住宅などが建設され、住・工が調和した土地利用の誘導やまちなみの形成が求められています。
- ・地区内の東西を結ぶバス路線がないことから、地区内における交通利便性の向上が求められています。また、区内外から自転車で赤羽駅を訪れる人が多く、鉄道駅周辺の駐輪場整備や放置自転車対策など安全な自転車利用環境が求められています。
- ・河川の水辺空間は、生物の生息空間にもなっており、生物多様性の視点からも貴重な環境となっているため、水辺空間の保全・活用を進めていくことが必要です。
- ・まちの歴史・文化資源を、住民との協働により保全・活用しながら、次世代に継承していくことが必要です。
- ・古くから住んでいる住民とマンションなどに移住してきた新住民との交流を促進するとともに、地域コミュニティの形成を図ることで、災害時の助け合いや地域のにぎわいづくりを支える地域のつながりを強めることができます。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・志茂地区などの木造住宅密集地域が残る地区では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる燃え広がらないまちづくりや、震災時に避難路となる主要な道路の沿道建築物の不燃化などによる安全性の確保が求められており、継続的に防災まちづくりを進めることが必要です。
- ・地区全域が低地であることから、水害危険性の周知を図るとともに、大規模水害発生時の台地部への避難路の確保が求められています。



○ 主な計画事業

- 【011】老人保健施設・都市型軽費老人ホームの整備
- 【013】保育所待機児童解消
- 【023】子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
- 【043】スポーツ施設の整備
- 【050】学校の改築
- 【057】駅周辺まちづくりの整備促進
- 【059】赤羽駅周辺のまちづくりの促進
- 【065】都市防災不燃化促進事業
- 【066】防災まちづくり事業の推進
- 【080】無電柱化事業の推進
- 【082】鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【092】魅力ある公園づくり事業
- 【096】(仮称)新神谷公園の整備
- 【099】水辺空間を利用したにぎわいの創出

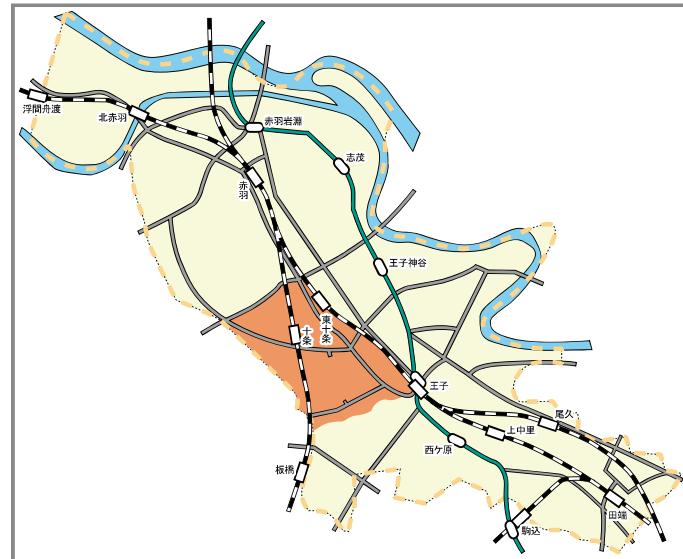
④ 王子西地区

○ 範囲

上十条1～4丁目、十条仲原1～2丁目、中十条1～3丁目、岸町1～2丁目、十条台1～2丁目、王子本町1～3丁目、滝野川4丁目

○ 課題

- ・地域の交通利便性や安全性の向上、地域の一体化を図るために、JR埼京線の連続立体交差化を進めるとともに、十条駅や東十条駅を中心とした駅周辺まちづくりの推進が求められています。また、安全で快適な市街地の形成に向けて、連続立体交差化にあわせた道路整備を進めることができます。
- ・数多く残る歴史・文化資源を次世代に継承しながら、区内外に発信していく必要があります。
- ・緑豊かで四季折々の自然が楽しめるスポーツ公園の魅力を、区内外に発信していく必要があります。
- ・スポーツを通じた交流や相互理解を育み、誰もが運動を通じた健康づくりができる環境が求められています。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・十条地区などの木造住宅密集地域では、都市計画道路や主要生活道路の整備、オープンスペースの確保、老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。



○ 主な計画事業

- 【013】 保育所待機児童解消
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【058】 王子駅周辺のまちづくりの促進
- 【060】 十条駅周辺のまちづくりの促進
- 【061】 東十条駅周辺のまちづくりの促進
- 【065】 都市防災不燃化促進事業
- 【066】 防災まちづくり事業の推進
- 【077】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【078】 幹線区道新設・拡幅整備
- 【080】 無電柱化事業の推進
- 【081】 橋梁整備
- 【082】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【083】 駅周辺へのエレベーター等の設置
- 【092】 魅力ある公園づくり事業
- 【097】 名主の滝公園の再生整備

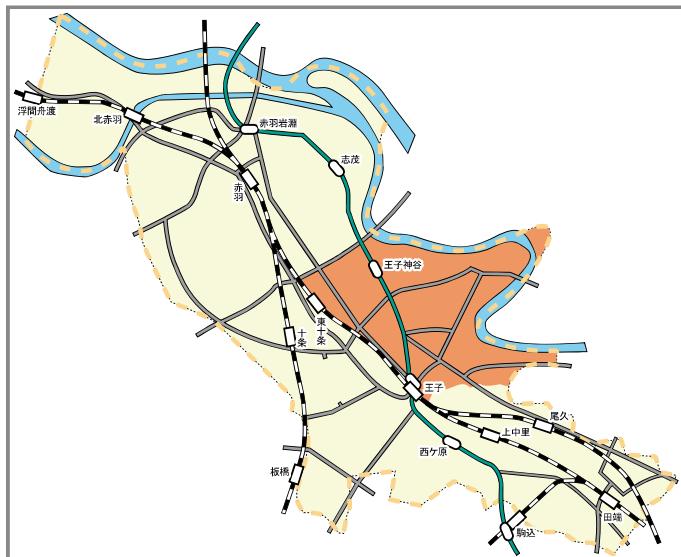
⑤ 王子東地区

○ 範囲

東十条1～4丁目、神谷1丁目、
王子1～6丁目、豊島1～8丁目、
堀船1～4丁目

○ 課題

- ・北区役所新庁舎の整備を契機として、高い交通結節機能を活かしたにぎわいの創出を進めていくことが求められています。
- ・大規模工場と住居の共存を図り、地域に根付いた産業を継承していく必要があります。
- ・王子駅周辺のまちづくりとあわせた、交通結節機能の更なる強化や王子駅を中心とした地域の回遊性向上が求められています。
- ・水辺やみどりにめぐまれた環境を保全・整備するとともに、その空間を活用していくことが求められています。
- ・地区内に数多く残る史跡などの歴史・文化を活かしたまちづくりを展開するとともに、次世代に継承し、あわせてその魅力を区内外に発信していく必要があります。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・豊島や堀船などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。



○ 主な計画事業

- 【005】 いきがいづくり支援事業
- 【010】 特別養護老人ホームの整備・改修
- 【013】 保育所待機児童解消
- 【023】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
- 【039】 北とぴあの改修
- 【043】 スポーツ施設の整備
- 【050】 学校の改築
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【058】 王子駅周辺のまちづくりの促進
- 【061】 東十条駅周辺のまちづくりの促進
- 【079】 (仮称) 旧北王子支線跡地遊歩道の整備
- 【081】 橋梁整備
- 【082】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【083】 駅周辺へのエレベーター等の設置
- 【099】 水辺空間を利用したにぎわいの創出
- 【106】 新庁舎の整備

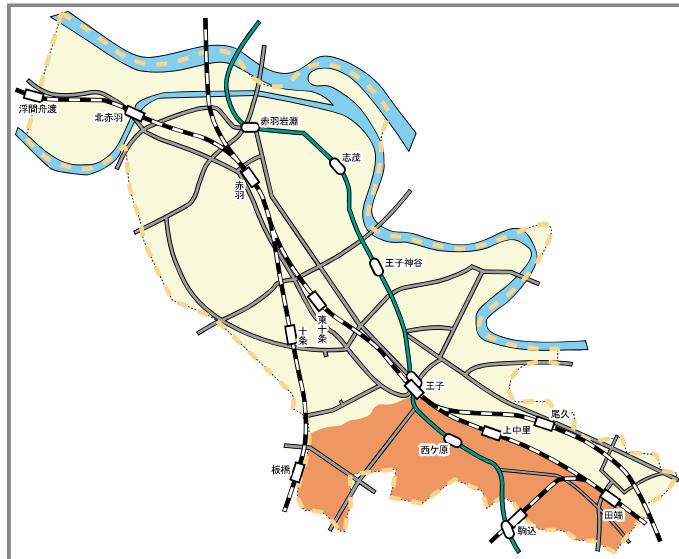
⑥ 滝野川西地区

○ 範囲

滝野川1～3丁目、滝野川5～7丁目、
西ヶ原1～4丁目、上中里1丁目、
中里1～3丁目、田端1～6丁目

○ 課題

- ・歴史的な公園・庭園、防災に配慮した公園、石神井川などの水辺や緑地の保全を図るとともに、木造住宅密集地域では身近な公園・緑地が不足していることから、その整備が求められています。
- ・文士村などの歴史・文化資源や産業の歴史を次世代に継承するとともに、地域資源として保全・活用し、地域のにぎわいづくりを進めることができます。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・西ヶ原や滝野川などの木造住宅密集地域では、都市計画道路や生活道路の整備、オープンスペースの確保、老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。



○ 主な計画事業

- 【013】 保育所待機児童解消
- 【023】 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行
- 【037】 (仮称) 芥川龍之介記念館の整備
- 【043】 スポーツ施設の整備
- 【051】 学校施設の長寿命化の推進
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【062】 板橋駅周辺のまちづくりの促進
- 【065】 都市防災不燃化促進事業
- 【066】 防災まちづくり事業の推進
- 【077】 都市計画道路新設・拡幅整備
- 【080】 無電柱化事業の推進
- 【082】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【083】 駅周辺へのエレベーター等の設置
- 【088】 一人暮らし高齢者住宅建設事業
- 【092】 魅力ある公園づくり事業
- 【093】 飛鳥山公園の魅力向上事業
- 【095】 (仮称) 滝野川三丁目公園の整備

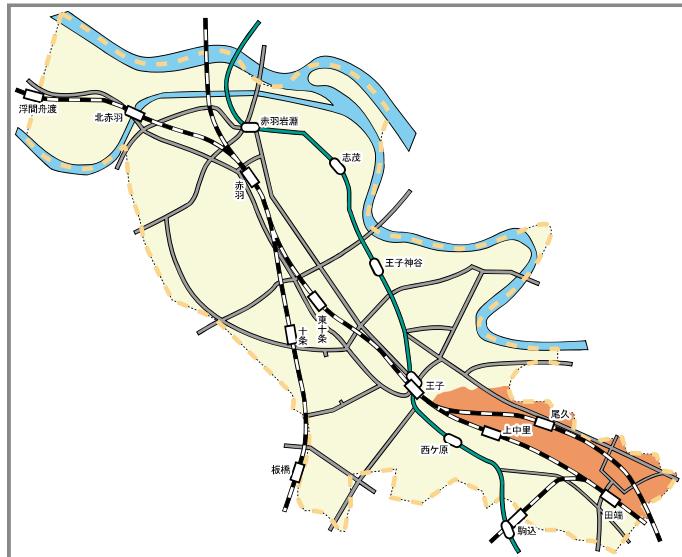
⑦ 滝野川東地区

○ 範囲

栄町、上中里2～3丁目、昭和町1～3丁目、
東田端1～2丁目、田端新町1～3丁目

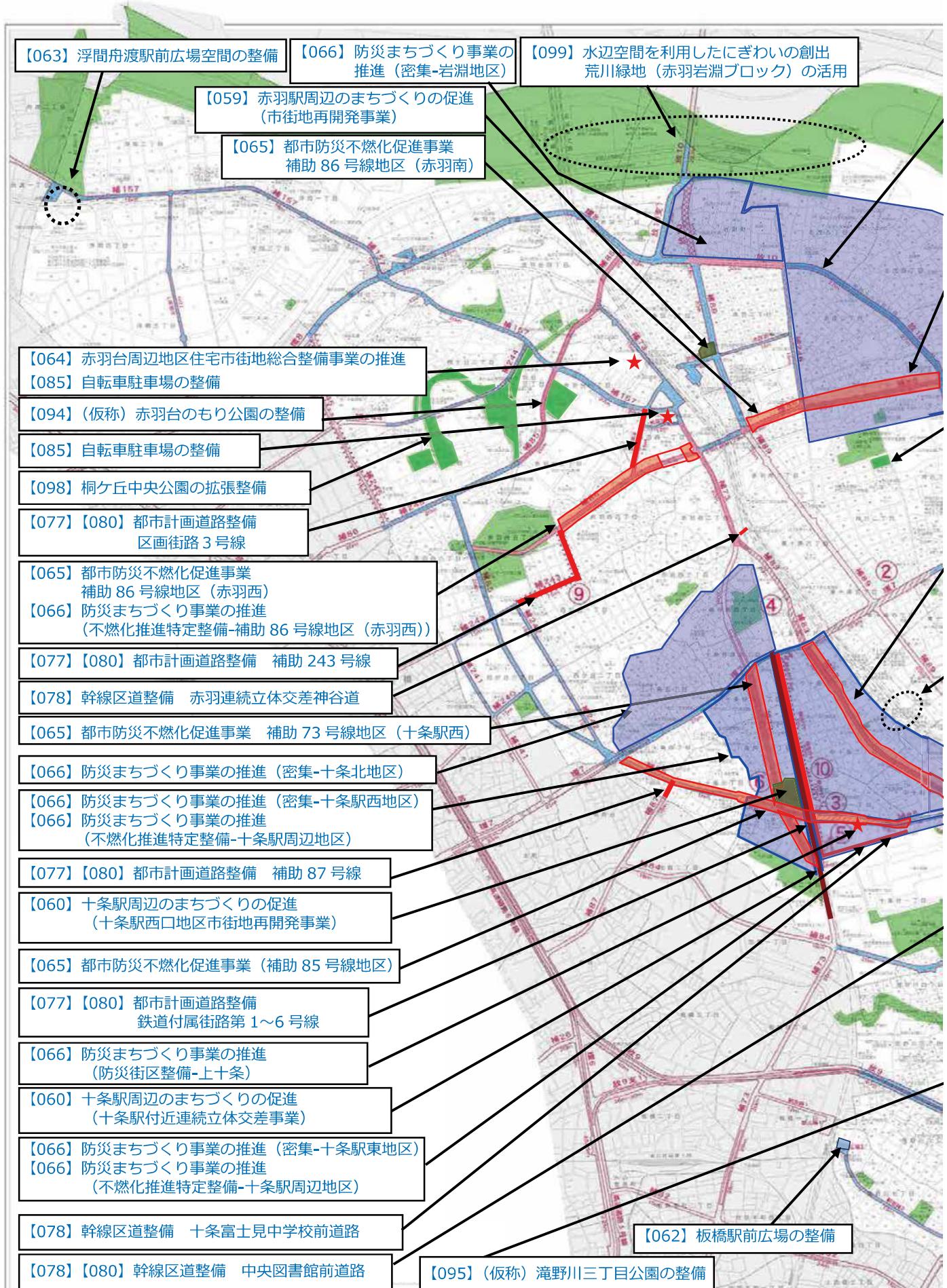
○ 課題

- ・田端駅周辺の既存の業務機能の維持を図るとともに、商業施設や住宅など、多様な機能が集積する複合拠点の育成が必要です。
- ・集積している既存の事業所の操業環境の保全を図り、周辺の住宅とともに住・工が共存した市街地の形成が求められています。
- ・地区内を縦貫する明治通りに沿ってバス路線が通っている一方で、台地に沿った鉄道や操車場により分断されていることから、西側の台地部へと移動できる東西を結ぶ動線の確保が求められています。
- ・地域に根付いた歴史・文化資源を次世代に継承しながら、区内外に発信していく必要があります。特に中里貝塚については、その価値を広めていくことが重要です。
- ・商店街においては、空き店舗の活用などによりにぎわいの維持・活性化を図るとともに、地域の交流の場としていくことが求められています。
- ・栄町や上中里などの木造住宅密集地域では、オープンスペースの確保や老朽建築物の更新などによる防災まちづくりが求められています。
- ・地区全域が低地であることから、水害危険性の周知を図るとともに、水害発生時の台地部への避難路の確保が求められています。



○ 主な計画事業

- 【010】 特別養護老人ホームの整備・改修
- 【013】 保育所待機児童解消
- 【040】 国指定史跡中里貝塚の保存・活用
- 【057】 駅周辺まちづくりの整備促進
- 【082】 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 【088】 一人暮らし高齢者住宅建設事業
- 【108】 トイレリフレッシュ事業



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）を使用したものである。
(承認番号 平 28 情使、第 855 号) 地図提供 (株) 船津地図社

- 【065】都市防災不燃化促進事業
地区防災道路志茂地区
【066】防災まちづくり事業の推進
(密集-志茂地区)
【066】防災まちづくり事業の推進
(不燃化推進特定整備-志茂地区)

- 【065】都市防災不燃化促進事業
補助 86号線地区(志茂)

基本計画における都市計画道路・幹線区道整備、 防災まちづくり事業、公園整備等の実施箇所

凡例(北区内)

	都市計画道路
	完成
	事業中
	優先整備路線
	計画内容再検討路線
	北区指導路線
	都市計画公園・緑地

※実施箇所については基本計画での大まかな位置を示すものです。

※図面の①～⑩については、東京都都市計画道路第四次事業計画で優先整備路線に位置付けられた路線になります。

- 【066】防災まちづくり事業の推進
(防災街区整備-志茂)

- 【096】(仮称)新神谷公園の整備

- 【065】都市防災不燃化促進事業
補助 83号線南・北地区(岩槻街道)

- 【081】橋梁整備(十条跨線橋)

- 【083】駅周辺へのエレベーター等の設置(東十条駅周辺)

- 【099】水辺空間を利用したにぎわいの創出
荒川緑地(豊島ブロック)の整備

- 【081】橋梁整備(新田橋)

- 【079】(仮称)旧北王子支線跡地遊歩道の整備

- 【097】名主の滝公園の再生整備

- 【081】橋梁整備(新柳橋)

- 【093】飛鳥山公園の魅力向上事業

- 【077】【080】都市計画道路整備
補助 181号線

- 【108】トイレリフレッシュ事業
(尾久駅)

- 【083】駅周辺へのエレベーター等の設置(田端駅周辺)

- 【065】都市防災不燃化促進事業 補助 81号線地区(西ヶ原)
【066】防災まちづくり事業の推進(密集-西ヶ原地区)
【066】防災まちづくり事業の推進(不燃化推進特定整備-補助 81号線地区)

V 基本構想

北区基本構想

平成 11 年（1999 年）6 月 29 日議決



第1章 新しい基本構想策定の背景と目的

北区は、今、大きな時代の転換期のまっただなかにあります。

北区は、昭和 56 年（1981 年）に、「21 世紀に生きる子孫のふるさと 北区」を将来像とした基本構想を策定しました。以来、その実現のため、区民と区は、ともに力を合わせて、構想に示された指針に従い着実にまちづくりを推進してきました。

しかし、基本構想の策定以来、経済情勢や社会環境など、北区を取り巻く環境は大きく変わってきており、北区に新しい課題への取り組みを求めています。

まず第一に、価値観、ライフスタイルの多様化です。

所得が上昇し、物質的に豊かになるとともに、区民の価値観は、「ものからこころへ」「量から質へ」と、心の豊かさやゆとり、生活の質を重視する方向に変化し、ライフスタイルも個人の生活や余暇生活をより大切にする傾向が強まるなど、変化し多様化しています。区民一人ひとりが自分の価値観に基づいた主体的で質の高い生活ができるような北区にすることが求められます。

第二に、本格的な少子高齢社会の到来です。

少子化の進行と平均寿命の伸長が相まって、諸外国には例をみない速度で高齢化が進行し、平成 27 年（2015 年）頃までには、ほぼ 4 人に 1 人が 65 歳以上となり、その比率は世界の中でも最も高くなるものと予想されます。

本格的な少子高齢社会に対応して、高齢者の生活を支える体制の整備とともに、高齢者を「現役世代」と捉えた、高齢社会の新しいしくみづくりが必要となっています。また、子どもを生み育てるうえでの不安や負担感を取り除き、子育てに喜びを実感できる社会を実現していくなければなりません。

北区においては、少子高齢化の進行とともに、ファミリー世帯を中心とした若い世代の流出により、人口構成の不均衡が生じています。このことは、コミュニティのあり方やまちの活力にも大きな影響を及ぼしており、ファミリー世帯を中心とした定住化が重要な課題となっています。

第三に、地球環境問題や安心・安全への関心の高まりです。

地球温暖化などの地球規模の環境問題は、大きく注目され人々の関心も高まっています。人類の存亡にもかかわる大きな問題であり、これに対する的確な対応が、人類にとって重要な課題となっています。北区にも、地球環境を将来世代へと継承する責任を果たし、自然と共生する循環型社会を実現することが求められます。

また、阪神・淡路大震災を契機として、安心して暮らせる安全なまちづくりに対する要請も強くなっています。しかし、区内には防災上の問題を抱える木造住宅密集地域が多く、さらに災害に強いまちづくりを推進していかなければなりません。

第四に、グローバル化と高度情報化の進展です。

情報通信技術、交通手段の高度化や世界的な市場経済の進展などにより、国境を越えた人や情報の往来、経済活動はますます活発になっています。同時に、地球規模の環境問題、資源・エネルギー問題や食糧問題などが世界全体の共通課題と認識されるようになりました。今や地球全体が様々な意味において、一つの圏域になりつつあり、グローバル時代（地球時代）ともいえる時代になりました。北区に暮らす外国人も昭和 56 年（1981 年）の 3 倍以上となり飛躍的に増加しています。グローバル時代の北区には、地球規模の課題解決に向けた地域からの積極的な取り組みと世界に開かれた地域社会づくりが求められます。

また、インターネットの普及に代表されるように、企業活動に限らず日常生活の中にも高度情報化が急速に進展しています。高度情報化の進展は、人々のライフスタイルも変化させるとともに、行政のあり方に変革を迫る大きなうねりとなっています。北区においても、区民が高度情報化による利便を享受できるよう、地域情報化を推進することが求められています。

第五に、低成長経済への移行です。

戦後、ごく一時期を除いて常に高い経済成長を続けてきた日本経済も、急速な少子高齢化の進行と21世紀初頭の人口減少社会の到来により、潜在的な成長力が低下し、長期的な低成長経済が続くものと予想されます。

低成長経済の中にあっても、真の豊かさを日々実感できるまちづくりを進めていくため、区政に変革が求められています。

第六に、地方分権時代の幕開けです。

地方分権推進委員会の5次にわたる勧告と地方分権推進計画の策定など、「画一と集権」から「多様と分権」への転換をめざして、地方分権が大きく動き始めました。住民自治を基礎とする活力ある創造性豊かな分権型社会を速やかに実現することが求められています。

23区においては、地方自治法の改正により区民の長年の悲願であった特別区制度改革が実現しようとしています。この改革により、基礎的な自治体としての区の役割はますます大きくなるとともに、これまで以上に区民主体の個性あるまちづくりが求められます。

また、自主、自発的に社会的な課題に取り組もうとする区民の活動が活発になっています。区民と区は、北区が抱える課題を解決する主体として、連携、協働してまちづくりを進めていくことが求められています。

このような時代の転換期にあって、北区の抱える諸課題を解決し、北区らしさを大切にしながら、21世紀の北区を住みよい魅力あるまちにしていくために、新しい時代に対応した新しい基本構想を策定します。



第2章 基本構想の意義と役割

北区基本構想は、区民と区がともに達成すべき北区の将来の目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法について基本的な考え方を示すものです。

この構想は、区政の基本的指針であるだけでなく、国、都、その他の公共団体などが、北区に関連する計画の策定や事業の実施にあたって尊重すべきものです。

また、この構想は、区民の憲章ともいべきものであり、構想に示される目標は、区民と区が協働して達成することを前提としています。同時に、北区で働き、学び、憩う人、市民活動団体やその他の民間団体、企業なども、広い意味での区民として、この構想の目標を達成すべき主体です。

第3章 基本構想の理念

この基本構想の理念は、北区の将来の理想を表現するとともに、北区のまちづくりを進めるすべての主体が、念頭におかなければならぬ基本的考え方です。

北区の区政を進めるにあたっては、この理念をすべての施策の基本として貫いていきます。

1 平和と人権の尊重

区民の豊かな生活も、文化の向上も、経済の発展も、平和が維持されて、はじめて実現できるものです。区民が、自らの能力を十分に發揮し、生きがいのある豊かな生活を送るためには、一人ひとりが個人として尊重され、差別や偏見のない自由で平等な社会であることが必要です。また、グローバル時代にあって、区民一人ひとりに、同じ地球に住む人「地球市民」として平和に貢献し、人権を尊重することが求められます。

北区は、平和を願い、守り、人権と人間性を尊重します。

2 区民自治の実現

北区のまちづくりの主役は、区民です。北区の個性を生かした北区らしいまちづくりを進めるためには、区民が主体的にまちづくりに取り組むことが大切です。それは、区民の権利であり責務でもあります。

北区は、「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という考え方のもとに、自主性、自立性を持った区民の共同参画による、区民自治を実現します。

3 環境共生都市の実現

環境は、区民の生活はもちろん、人類すべての生存の基盤であり、健康と安全を支える最も重要な要素です。身近な環境と、地球上のすべての環境は密接不可分のものです。地球規模の視点に立つのと同時に、将来世代への責任を果たすという観点から、自ら考え、身近なところで行動し、まちづくりを進めることができます。

北区は、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる、環境共生都市を実現します。

第4章 北区の将来像と基本目標

1 将来像

北区は、第2次世界大戦後、多くの軍関係施設が解放され、住宅団地などが整備されるとともに、工場が進出し、商店街の形成と一層の宅地化が進みました。働くためのまちと住まうまちの二面性を持ちなながら、全国からの流入人口を受け入れ、人口密度の高い過密都市となりました。

昭和40年代（1965年～1974年）以降は、環境問題の激化、経済環境の変化とともに工場の移転が相次ぎ、従業員数も減少を続けてきました。また、国勢調査による人口は、昭和40年（1965年）の45万2千人を最高に減少に転じました。

こうした中、昭和56年（1981年）6月、北区基本構想を策定しました。この昭和56年（1981年）

の基本構想では、北区の将来像を「21世紀に生きる子孫のふるさと 北区」と定め、21世紀に生きる若い世代が北区を「ふるさと」として愛し、心のよりどころとして育つまちとすることをめざしてきました。北区の誕生から50余年が経過し、戦後間もなく北区に移り住んできた世代から数えると、第3世代が成人する時期を迎え、北区で生まれ育った「きたくっ子」も多くなってきました。

北区を取り巻く社会経済状況も大きく変化しています。

東京都心に近接する都市として、利便性、快適性、安全性が高いことはもちろん、真に豊かでうるおいのある生活を送ることができる、個性豊かで世界に誇れる新たな北区を創造していくことが求められます。

新しい北区基本構想では、昭和56年（1981年）の基本構想が定めた将来像の考え方を継承しつつ、新たな視点を加えて発展させ、21世紀の北区のめざす将来像を次のように定めます。

ともにつくり未来につなぐ ときめきのまち — 人と水とみどりの美しいふるさと北区

わたしたちがめざす北区は、多彩な人々の出会いと交流の舞台となり、新しい文化、新しい魅力を創造し育む、活力あるときめきのまちです。

人々が互いにひとりの人間として尊重しあい支えあう中で、自分の生き方を大切にしながら、ともにいきいきと、いつもときめいて暮らしているまちです。

また、人と自然が共生し、将来世代へと引き継いでいくことができる、ゆとりとうるおいのある美しいまちです。

わたしたちは、このまちを「わたしたちのふるさと」として愛し、誇りとし、ともに力を合わせて、だれもが「住んでみたい」「住み続けたい」「住んでよかった」と心から言える北区をつくっていきます。

2 基本目標

新しい北区の将来像を実現するため、次のとおり、3つの基本目標を定めます。

（1）健やかに安心してくらせるまち 北区

子どもから高齢者まで、いきいきと輝き、健やかに安心して自立した生活を送ることができる、ふれあいと思いやりのあるまち北区をめざします。

（2）一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまち 北区

産業活動が活発に展開されるとともに、区民一人ひとりのいきいきとした多彩な活動により、交流や出会いが生まれ、豊かさを実感できる、にぎわいのあるまち北区をめざします。

（3）安全で快適なうるおいのあるまち 北区

生活利便性が高く、だれもが安全で快適に暮らせる、人と自然が共生し持続的発展が可能なまち北区をめざします。

3 目標年次と将来人口

(1) 目標年次

この基本構想の目標年次は、超長期的な視点からも展望しながら、北区を取り巻く様々な社会経済情勢の動きや、関連する計画の期間などを考慮して、概ね 15 年から 20 年後の平成 27 年（2015 年）から平成 32 年（2020 年）頃とします。

(2) 将来人口

北区の人口は、国勢調査によると、昭和 40 年（1965 年）から一貫して減少を続け、平成 7 年（1995 年）には 33 万 4 千人となっています。今後も減少傾向が続くものとみられ、平成 27 年（2015 年）から平成 32 年（2020 年）頃には、30 万人を下回り、20 万人台後半になるものと推計されます。

また、平均寿命の伸長、出生率低下と北区の人口動向の特徴といえるファミリー世帯の転出超過傾向から、少子高齢化がさらに進行していくと予想されます。豊かなコミュニティと活力あるまちを形成するためにも、ファミリー世帯が住みやすい環境づくりを進め、少しでも均衡のとれた人口構成をめざします。



第5章 将来像実現のための基本的施策の方向

第1 健やかに安心してくらせるまちづくり

区民生活の目標の一つは、だれもが自分らしい生き方を自ら選び、自立した生活を送りながら、地域社会の中でともに健やかに安心して暮らしていくことです。

健康は、区民が健やかに安心して暮らしていくための基盤です。人生 80 年時代にあって、高齢期の寝たきりや痴呆を予防し健康寿命を延ばしていくために、若いときから自分の健康に关心を持ちながら生活を送ることが重要となっています。

そのため、健康づくりの重要性を認識し、区民一人ひとりが自ら楽しく継続的に健康づくりに取り組めるよう環境を整備して、区民の健康づくりを推進します。

一方、少子高齢化の進行とともに家族の小規模化が進み、子育てや介護などを家族で担うことがますます難しくなってきました。だれもが住み慣れた地域で安心して充実した生活を送るには、これまで以上に子育てや介護などを社会的に支援することが求められます。福祉サービスを必要とするだれもが、適切な負担のもとに、公平に利用できるようにすることが大切です。安心して必要なとき必要なサービスを自ら選択し利用できるよう、区は、民間事業者や市民活動団体などと連携し、区民が利用しやすいサービス提供体制を実現していくことが必要となっています。

また、人と人との交流の中で、だれもが、個々の持てる力を生かしあい支えあうことも大切です。

ともに、支えあい助けあい、あたたかい心の交流のある地域社会をめざして、区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携、協働し、地域福祉推進のしくみづくりを進めます。そして、高齢者や障害者がいきいきと充実した生活を送れるよう自立を支援します。また、安心して子どもを生み育て、すべての北区の子どもたちが健やかに成長するよう、子育て支援を充実するとともに、あたたかく子どもたちを見守る地域社会づくりを進めます。

さらに、だれもが活動しやすいまちをつくるため、バリアフリーのまちづくりを進めるとともに、人々の心に思いやりの心を育み、気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

1 健康づくりの推進

だれもが、生涯を健康で明るく暮らすには、日頃から、自らの健康に关心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけ生活することが重要です。区民一人ひとりの心と体の健康づくりを支援するとともに、区民の健やかな生活を支える保健・医療体制を充実します。

(1) 健康づくりの支援

区民が、身近なところで、いつでも楽しく健康づくりに取り組めるよう環境を整備し、生涯にわたる心と体の健康づくりを支援します。

また、区民一人ひとりが、自ら生活習慣を見直し改善できるようきめ細かな支援を行い、生活習慣病や高齢期の寝たきり、痴呆を予防します。

心身機能の低下した人々の生活圏の拡大や社会参加を促進するため、地域リハビリテーション活動を充実します。

(2) 保健・医療体制の充実

安心して適切な医療サービスを受けられるよう、かかりつけ医を中心とした地域医療システムの整備を図ります。また、ライフステージに合わせ、地域に密着したきめ細かな保健サービスを提供できるよう、地域保健活動体制を充実します。

さらに、脳血管疾患やがんなどの生活習慣病を予防するとともに、早期に発見し、早期治療に結びつけるため、健診・相談体制を充実します。

安全で健康的な生活環境の確保にも努めます。

2 地域福祉推進のしくみづくり

ともに、支えあい助けあい、あたたかい心の交流のある地域社会をめざして、区は、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携、協働し、地域福祉推進のしくみづくりを進めます。また、だれもが安心して必要なときに、適切なサービスを自ら選んで利用できるよう、利用者本位のサービス提供体制を整備します。さらに、サービス利用者などの権利擁護のしくみづくりに取り組みます。

(1) 区民主体の福祉コミュニティづくり

地域の人々を中心とした支えあいのしくみづくりを進めるとともに、福祉コミュニティを形成するため、支えあいの交流を促進します。また、多くの区民に支えられた地域に根ざした福祉を推進するため、ボランティア活動への参加を促進するとともに、ボランティア・市民活動団体などの活動を支援します。

区民をはじめとして、ボランティア・市民活動団体などとともに、あたたかい心の交流のある北区らしい豊かな福祉文化を育みます。

(2) 利用者本位のサービスの提供

適切な負担のもとで、多様なメニューから必要なサービスを自ら選んで利用できるよう、利用者本位のサービス提供体制を整備します。

利用者の多様なニーズに対応するため、民間事業者、市民活動団体などと連携し、多様なサービスを提供します。利用者が質の良いサービスを適切に選択できるよう、身近な地域に相談体制を整備します。また、一人ひとりの状況に応じ、保健・医療・福祉の連携のとれた総合的なサービスを提供します。

(3) 権利擁護のしくみづくり

サービス利用者や、身のまわりの問題への適切な対応ができない人々の権利擁護のしくみづくりに取り組みます。

3 高齢者・障害者の自立支援

高齢者や障害者が、いきいきと活動している活力ある地域社会をつくるため、住み慣れた地域で、明るく健康で充実した生活を送れるよう自立を支援します。

(1) 社会参加の促進

高齢者や障害者が、健康で生きがいをもち生活できるよう、多様な社会参加や就労を促進します。また、高齢者や障害者による地域や社会に貢献する活動を支援します。

障害児教育を推進するとともに、障害者の生活訓練の機会を確保します。

(2) 在宅生活の支援

生活支援が必要な高齢者や障害者の在宅生活を支え、生活の質の維持・向上を図るため、多様な在宅サービスを多様な供給主体により提供します。また、サービスの利用や様々な生活上の相談に応じ、必要なサービスの調整も行う相談体制を充実します。さらに、在宅生活を支援する施設を、身近な地域に整備します。

(3) 生活の場の確保

居宅での生活が困難な高齢者や障害者に、多様な形態の生活の場を確保します。

4 子ども・家庭への支援

だれもが、子どもの権利を尊重し、子どもたちが心身ともに健やかに人間性豊かに成長するよう、区は、地域社会と一緒にあって、子どもたちを取り巻く良好な環境づくりを進めます。また、安心して子どもを生み育てられるよう、子育て家庭を支援します。

(1) 子育て家庭の支援

子育てと仕事の両立を支え、また子育て家庭のニーズにも対応した多様な保育サービスを提供します。あわせて、少子化による乳幼児数の減少を考慮し、適正配置の視点を重視しながら、多様な保育ニーズに対応する保育環境を整備します。

子育ての不安や負担感を軽減するため子育て相談を充実し、子育て家庭の交流を促進します。また、経済的な負担の軽減に努めます。

さらに、きめ細かな相談、助言、援助を通じて、ひとり親家庭の自立を支援します。

(2) 子どもの健やかな成長の支援

子どものたくましさや自主性を育む「遊び」の必要性を重視し、子どもにとって魅力ある遊びの環境づくりを進めます。さらに、自然とのふれあいや様々な人々との交流など、豊かな体験活動を促進します。

また、子ども自身の意見を区政に反映する機会を確保するとともに、子どもの幅広い社会参加を促進し、社会の一員としての自覚を育みます。

(3) 子どもをあたたかく育む地域社会づくり

家庭、地域社会、学校などの連携を推進し、地域の子育て支援体制をつくります。また、子どもに関係す

る機関による子育てネットワークを形成し、地域社会と一体となって子育てを支援します。

さらに、地域全体で、いじめや虐待など子どもの権利侵害の予防、早期発見と適切な対応に取り組みます。

5 福祉のまちづくり

区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、子どもや高齢者、障害者などに配慮したバリアフリーのまちづくりをめざします。

また、気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちづくりを推進します。

(1) バリアフリーのまちづくり

区、区民、事業者は協働して、建物や道路、駅にある段差などの物理的な障壁の解消に努めます。また、施設の建設段階から、だれもが利用しやすいバリアフリーの施設づくりを推進します。

さらに、人々の自由な社会参加を妨げる情報面や制度面などの様々な障壁の解消にも努め、だれもが自由に活動できるまちをつくります。

(2) 思いやりのある福祉のまちづくり

気軽に声をかけあい助けあえる、思いやりのある福祉のまちをつくるため、あらゆる機会を通じてノーマライゼーションの理念の定着に努めます。そのため、区民、ボランティア・市民活動団体などと連携し、高齢者や障害者など様々な人々の交流機会の拡大を図ります。また、思いやりの心を育む福祉教育を推進します。

第2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり

活力ある地域社会は、区民一人ひとりのいきいきとした活動を源に、人々が地域で交流し、連帯、協力する中によって、創り出されるものです。区民一人ひとりが、自分の持っている個性を十分に発揮できる環境づくりが大変重要です。

区は、区民、ボランティア・市民活動団体、企業など、様々な活動主体と連携、協働して、だれもがいきいきと活動できる地域社会の実現をめざします。

活発な産業は、地域の活力源です。区は、企業活動の新たな産業分野への展開を支援するとともに、区民が集い、にぎわう場として、魅力ある商店街づくりを支援し、産業の活性化を図ります。

既存のコミュニティ組織である町会・自治会の活動に加え、広範囲に柔軟に活動するボランティア・市民活動団体や、企業など様々な活動主体による交流、連携を推進します。そして、それらの交流、連携を通じ、地域の諸問題に自らの力で積極的に取り組むことのできるコミュニティを形成します。

生活水準の向上、自由時間の増大などにより、区民の価値観やライフスタイルの多様化が進み、真に豊かさが実感できる区民生活の実現が求められています。学習活動や、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動など、だれもが自分の持つ可能性を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

少子化、核家族化、学校週5日制の完全実施など、子どもたちを取り巻く教育環境や地域環境は大きく変化しています。学校・家庭・地域社会の連携を進め、社会の変化に柔軟かつ主体的に対応でき、豊かな感性や創造的な知性を備えた未来を担う人づくりを進めます。

グローバル化や高度情報化の進展、地球規模の環境問題など、グローバル時代（地球時代）にあって、「地球市民」として、平和や人権問題、国際交流・国際協力への取り組みを地域から進めます。あらゆる分野での国内外との区民主体の多彩な交流を進めるとともに、世界に誇れる北区らしさを創造します。

男女がともに、あらゆる場面で平等な立場で個性を発揮できる環境づくりを進めるとともに、外国人の地域参加や交流を進め、だれにでも開かれた地域社会をつくります。また、消費者一人ひとりが的確な判

断により、合理的な消費行動ができるよう、消費者の自立を支援し、環境にも配慮した主体的な消費生活をめざします。

1 地域産業の活性化

産業は、北区で働き、暮らす人々のゆとりある暮らしを支え、地域に活力を生み出す重要な役割を担っています。

区は、産業人の創意と意欲にあふれた自由で活発な企業活動が展開できる環境づくりを進め、既存産業の活性化を図るとともに、社会環境の変化に対応した新たな産業分野への進出を支援します。

また、区民が集い、にぎわう、生活の場としての魅力ある商店街づくりを支援します。

さらに、地域産業を支える勤労者の働きやすい環境づくりにも努めます。

(1) 新たな産業の展開

産業人の創意と意欲にあふれた活動により、産業構造の急激な変化に対応して、北区の産業が自立的に発展、展開することを手助けするため、区は総合的な産業施策を推進します。

健康・医療、福祉、情報通信、環境、生活サービスなど、今後成長が見込まれる新しい産業分野への企業活動の展開を支援します。

情報交換や新たな取引を生む、既存の枠を越えた様々な産業人の業種間や消費者との交流を促進します。また、新しい技術や製品、サービスを生み出す創造性のある起業家を、北区の産業の新たな担い手として支援します。

(2) モノづくりの振興

北区の産業を支えてきた製造業の経営基盤を強化し、モノづくりの振興を図るため、すぐれた技術や技能の継承と高度化を支援します。

また、地域でモノづくりの重要性を共有して、地域との調和の中でのモノづくりを支援します。

(3) 生活サービス産業の育成

活気のある商店街は、地域に住む人々にうるおいを与え、まちの魅力を高めます。消費者の多様なニーズに対応できる、地域の特性を生かしたにぎわいのある買い物空間として、魅力ある商店街づくりを進めます。

また、区民の生活に密着して暮らしを支える商業、サービス業などの生活サービス産業を育成します。

(4) 勤労者の働きやすい環境づくり

北区の産業を支える中小企業の勤労者が、いきいきと働き続けられる、働きやすい環境づくりを進めます。

2 コミュニティ活動の活性化

思いやりと支えあいのある、人間性豊かで、開かれた地域社会をめざして、多様な世代や人々の地域活動への参加や交流を推進します。

あわせて、地域で諸課題に主体的に取り組むため、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できる環境づくりを進めます。

また、コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動の場を整備します。

(1) コミュニティ活動の支援

住みよい地域社会をつくるには、そこで生活する人々が自分たちのまちについて、考え、住みよいまちにしようとする意識や活動が重要です。

区は、町会・自治会などの地縁的なコミュニティの活動に加え、趣味や関心を共有する区民の自主的な活動を支援し、地域社会への参加や交流を促進します。

また、地域社会が多様化、複雑化する諸課題に対し、主体的かつ柔軟に取り組むことができるよう、すでにあるコミュニティ組織と、ボランティア・市民活動団体、企業などの様々な活動主体が連携、協力できるしくみや機会をつくります。

企業には、地域社会の一員としての役割と責務を果たす、地域への貢献活動を期待します。

(2) コミュニティ施設の充実

コミュニティ活動やボランティア・市民活動団体などの活動を支援するため、地域の公共施設を有効活用しながら、拠点となる施設や身近な地域活動の場を整備します。

また、区民によるコミュニティ施設の自主管理や運営を推進します。

社会の変化に対応し、区民の生活を支える施設づくりに取り組みます。

3 個性豊かな地域文化の創造

グローバル時代にあってこそ、わたしたちの国や地域が育てた固有の文化を誇りに思い、大切にしていくことが必要です。

北区に根ざした生活や産業、伝統により育まれた貴重な文化を誇りにし、継承しながら、区民の創意あふれる芸術文化活動を通じて、文化の香り高く、にぎわいのあるまちをつくります。

区は、区民の主体的な芸術文化活動を支援して、区民とともに個性的な地域文化を創造し、北区の魅力として発信します。

また、北区を誇りに思う意識を育み、歴史的文化の継承と活用を図ります。

(1) 個性豊かな文化の創造と発信

区民が芸術文化にふれあう機会を充実するとともに、人材や団体を育成、支援し、区民主体の芸術文化活動が活発に行われる環境づくりを進めます。

また、芸術文化を通じた区民の多彩な交流を推進するとともに、区民の創意により、個性的な地域文化を区民とともに創造し、北区の魅力として発信します。

(2) 歴史的文化の継承と活用

北区の歴史の中で培われ、地域に伝承してきた文化財、伝統芸能、伝統工芸や、地域の発展の礎となつた産業遺跡などの歴史的文化遺産を保存し、次代に積極的に継承します。

また、恵まれた自然環境とあわせて、北区の魅力ある景観づくりなどにも活用します。

4 生涯学習の推進

区民一人ひとりが、自分の人生をより豊かにするため、学びたい人がいつでも、どこでも、学習に取り組み、生涯にわたって学び続けることができる環境づくりを進めます。

そのため、情報提供・相談体制を充実するとともに、身近な学習機会を拡充し、地域での学習活動を支援するしくみをつくります。

(1) 情報提供・相談体制の充実

高度化、多様化する区民の学習ニーズに的確に対応するには、幅広い学習情報を収集整理し、提供することが必要です。

学習施設間や関係機関・団体との連携を進め、情報提供機能を充実するとともに、様々な情報伝達手段の活用を図ります。また、一人ひとりの生涯にわたる学習活動を支援する相談体制を充実します。

(2) 学習機会の拡充

区民一人ひとりのニーズにあった学習機会の拡充を図るため、小・中学校の教育力の活用や、高等教育機関との連携を進め、高度で多彩な学習機会を提供します。

また、学習活動を支える図書館機能の充実を図るとともに、学校施設など公共施設の有効活用により、身近な学習の場を確保します。

(3) 学習成果の活用

区民相互の自主的な学習活動は、地域の教育力の向上や地域の活性化につながり、豊かな地域社会を形成するためにも重要です。

グループ・団体による学習活動を支援し、相互の交流を促進します。

また、学習の成果を活用したい人を地域の資産、人材と捉え、その力を発揮する場を提供し、技能や知識を区民が学びあい、生かしあうしくみをつくります。

5 生涯スポーツの推進

区民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと楽しく暮らすため、健康づくりから競技スポーツまで、それぞれの体力や興味に応じて、いつでも、どこでも、スポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めます。

そのため、だれもが身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動を行える場を提供するとともに、いつでも気軽に参加できる機会の拡充を図ります。

(1) 身近なスポーツの場の整備

身近な地域で、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、スポーツ活動の拠点となる体育施設を整備するとともに、学校施設など公共施設の有効活用により、活動の場を提供します。

(2) 参加機会の拡充

スポーツ・レクリエーション活動は、ともに楽しむ人たちに連帯感を生み、仲間づくりに役立つことから、豊かな地域社会の形成にとっても重要です。

スポーツ・レクリエーション活動を通じた、区民相互の交流を促進するとともに、だれもが体力や興味に応じて気軽に楽しく参加できる機会を拡充します。

また、地域での活動を先導するスポーツ指導者、リーダーを育成します。

6 未来を担う人づくり

子どもたちを、社会の変化にも柔軟かつ主体的に対応できる、豊かな感性と創造的な知性を備えた、未来を担う人材として育てていきます。

そのため、ゆとりある教育環境のもと、子どもたちの「生きる力」や「豊かな心」を育むことを重視し、個性を伸ばす教育を推進します。

また、学校・家庭・地域社会の連携のもと、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めます。

(1) 社会の変化に対応する学校教育の推進

子どもの豊かな感性や創造的な知性を伸ばし、「生きる力」を育成するとともに、子ども自身の主体性や個性を尊重する教育を推進します。

地域に根ざした特色ある教育活動を推進するとともに、社会の変化に柔軟に対応できる力や21世紀を力強く生きぬく力を育成します。

また、あらゆる偏見や差別をなくすため、人権尊重の教育を推進します。

さらに、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を図ります。

(2) 教育環境の整備

学校は子どもの「学習の場」であると同時に「生活の場」であるという視点から、安全でゆとりある教育環境の整備を図ります。

少子化による児童・生徒数の減少を考慮し、学校規模の適正化、適正配置の視点も重視しながら、計画的に学校施設の整備や設備の充実を図ります。

また、子どもや保護者、教職員のための相談機能の強化を図り、総合的、専門的な教育支援体制を充実します。

(3) 学校・家庭・地域社会の連携の推進

子どもの豊かな感性や社会性を育むため、学校・家庭・地域社会の連携を推進します。

また、学校・家庭・地域社会に次ぐ、新たな教育力として、子どもの育成を支援する教育ボランティア的な役割を果たす団体やネットワークを「第4の領域」として創造します。

(4) 地域に開かれた学校づくり

地域に開かれた学校づくりを推進するため、各学校の自主・自立的な運営のもと、地域の人材を活用したり、学校の教育力を地域で活用して、地域社会との教育力の交流を促進します。

また、学校施設の開放を推進し、地域のコミュニティ活動の場として有効活用を図ります。

(5) 青少年の健全育成と自立支援

青少年がいきいきと人間性豊かに成長できるよう、学校・家庭・地域社会の連携のもと、青少年の居場所づくりに取り組むなど、青少年の成長をあたたかく見守る地域環境づくりを進めます。

また、青少年が地域社会の一員としての自覚を高め、社会人として必要となる視野を広げたり、生活に必要なことが習得できるよう、ボランティア活動など社会参加を促進し、青少年の自立を支援します。

7 グローバル時代のまちづくり

グローバル時代（地球時代）にあって、平和をはじめ、環境、差別、飢餓といった地球規模の課題は、わたしたちの暮らしと密接な関係を持っています。

わたしたち一人ひとりに、同じ地球に住む人「地球市民」としての自覚のもと、それらの課題の解決に向けた地域での取り組みが求められています。

また、この考え方の基本として、一人ひとりの人権を尊重することが大切です。

区民の「地球市民」としての意識を育み、平和にも貢献するため、区は区民、ボランティア・市民活動団体、

企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。そして、世界に開かれた平和と人権を尊重するまちをめざします。

(1) 地球市民を育む意識づくり

身の回りの問題から地球規模の課題まで、グローバルな視点で考え、地域から行動することのできる「地球市民」としての意識を育みます。

社会的身分や門地、人種、信条または性などによるあらゆる偏見や差別が解消され、一人ひとりの人格を認めあう社会の実現をめざし、区民の人権問題についての理解と認識を深め、グローバル時代にふさわしい人権意識を育みます。

また、平和は人類共通の願いであることから、「地球市民」の視点に立って、平和への取り組みを推進します。

(2) 国際交流・国際協力の推進

友好都市など国外との交流は、地域に新たな文化の命脈を吹き込み、区民の国際理解を深めます。そのため、区民主体の草の根の交流を推進します。

また、環境や、差別、飢餓など、地球規模の課題の解決に貢献するため、区民、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携、協働して、国際交流、国際協力を推進します。

(3) 外国人が暮らしやすい環境づくり

外国人もともに生活する区民として、安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、外国人の地域社会での参加や交流を促進します。

8 男女共同参画社会の実現

男女が互いの人権や個性を尊重し、ともに社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします。

男女平等の意識づくりを進めるとともに、あらゆる分野への男女の共同参画を推進します。また、男女が仕事と家庭生活を両立できるよう支援します。

(1) 男女平等の意識づくり

男女が等しく自己実現できるよう、固定的な性別役割分業意識に基づく性差別を取り除き、男女平等の意識づくりを進めます。

そのため、学校、家庭、地域、職場など様々な場での教育、普及、啓発活動を推進します。

(2) 男女共同参画の推進

男女共同参画を促進するための指針をつくり、区政運営への女性の積極的な参画をはじめ、あらゆる分野での男女共同参画を推進します。

男女共同参画社会の実現をめざした地域の担い手として、あらゆる分野に参画する人材や団体を育成、支援します。

(3) 男女の仕事と家庭の両立支援

男女が等しく、仕事と家庭生活を両立できるよう、多様な保育サービスや、介護サービスを充実します。

また、男女がいきいきと働ける就業環境を整備するため、国や企業に、労働時間の短縮や育児休業、介護休業の充実や取得の促進を働きかけます。

9 主体的な消費生活の推進

消費者一人ひとりは、自らの価値観のもとで、主体的に判断し行動する消費生活をめざします。わたしたちは、日々の消費行動が地球規模の環境問題や、ごみ・リサイクル問題に密接に関係していることを認識し、環境にも配慮した消費生活に心がけることが必要です。区は、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害を防止して、消費生活の安定に努めます。

(1) 消費者の自立支援

消費者一人ひとりが的確な判断により、合理的な消費行動ができるよう、情報提供や学習機会を充実するとともに、消費者の主体的な活動を支援します。
また、消費者は環境にも配慮した消費生活に心がけます。

(2) 消費生活の安定

高度情報化の進展に伴う新たな形の商取引の増加などを背景に、多様化、複雑化する消費者問題に対応して、消費者被害の防止に努め、相談体制を充実するとともに、適正な取引の確保に努めます。

第3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

北区は、南北に走る崖線（がいせん）を中心として西側の台地と東側の低地とに区分され、荒川、隅田川などの河川、都電の走る風景などのすぐれた景観があり、昔から地域ごとに独自の市街地を形成してきました。大きく分けて、台地部は住宅市街地を、低地部は小規模な工場や商店街などのある複合市街地を形成し、河川沿いには工場の集積がみられます。なかでも、低地部を中心とした住・商・工の混在するまち並みには、庶民的な雰囲気が感じられます。

北区は、JRをはじめ、地下鉄やバスなどの公共交通の利便性が高い状況にあります。また、近年の高度情報化の進展により、区民が簡単に必要な情報を受発信できるようになり、容易に広範囲な交流や社会参加を行うことが可能となりつつあります。

区は、区民とともに計画的なまちづくりを進めるとともに、さらに公共交通や情報通信の利便性の高いまちをめざします。

一方、ファミリー世帯の区外への転出などにより、人口減少が続き、少子高齢化も急速に進んでいます。また、防災上改善を必要とする木造住宅密集地域も多く、直下型地震の危険性が指摘される中、区民の生命を守るために、防災に対する取り組みが強く求められています。

区民が安全で安心して、快適に暮らせるように、良質な住宅を確保するとともに、良好な住環境の整備を進めます。また、防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実し、災害に強いまちづくりを推進します。

大量生産、大量消費といった経済性、効率性優先の人々のライフスタイルや事業活動を背景とした、地球規模の環境破壊が深刻な問題となっています。

区民が、快適で健康な都市生活を送るために、良好な自然環境は不可欠であり、私たちは、それを将来世代へと継承する責任があります。

地球環境に負担の少ないライフスタイルへ転換することにより、資源循環型の社会を構築するとともに、人と自然が共生するいのちあふれる環境共生都市を実現します。

1 計画的なまちづくりの展開

地域がそれぞれの個性を生かして、安全で快適に暮らせる、うるおいのある都市空間を形成するため、区は、区民とともに地域の特性を生かした計画的なまちづくりを推進します。

(1) 適正な土地利用への誘導

地域のもつ個性や独自性を重視して、適正な土地利用を誘導し、計画的なまちづくりを推進します。木造住宅密集地域では、オープンスペースのある快適な住環境を形成するため、土地の有効利用を誘導します。

また、政府機関移転跡地や学校跡地などのまとまった土地は、良好な住環境の形成と地域の活性化の観点に立った活用を図ります。

(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

区は、区民の意見を反映しやすいまちづくりの手法を活用し、地域の特性を重視した区民との協働によるまちづくりを進めます。

また、駅周辺などを身近な生活圏の中心として、区民の多様な活動や交流の場となり、生活サービス機能が充実した地区となるよう整備します。

2 安全で災害に強いまちづくり

都市基盤の安全性を高めるため、計画的な防災まちづくりを推進するとともに、防災体制を充実します。また、区民の「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という意識を高め、区は、区民、企業、関係機関と一体となって、防災に対する取り組みを推進し、災害に強いまちをめざします。

さらに、犯罪や交通事故などの不安がなく、安心して暮らすことのできるまちをめざします。

(1) 防災まちづくり

都市としての安全性を向上させるため、道路や公園などのオープンスペースを確保し、建物の不燃化・耐震化やライフライン、橋、堤防などの耐震性を向上します。木造住宅密集地域については、重点的に整備を進めます。

また、災害時に火災から区民の生命を守るため、延焼遮断帯（えんしょうしゃだんたい）や避難路を整備します。

さらに、総合的な治水対策やかけ崩壊防止対策を推進します。

(2) 防災体制の整備・充実

避難所をはじめとする防災拠点の耐震性の強化や情報の収集・伝達体制の整備など、災害応急対策を充実します。また、災害時における応急活動を迅速かつ円滑に行うため、関係機関などと連携するとともに、広域応援体制を充実します。

(3) 地域防災力の向上

防災に対する意識を高めるため、様々な場で防災に関する情報や学習機会を提供します。

また、災害時に地域で活躍する自主防災組織を支援するとともに、自主防災組織や関係機関と連携し、高齢者や障害者などの災害弱者への救援体制を整備します。

さらに、企業には、地域を構成する一員として、応急活動など地域への貢献活動を期待します。

(4) 交通安全対策の推進

安全で快適な道路環境や歩行者空間を確保するため、道路利用の適正化を推進するとともに、歩道などの交通安全施設を整備します。

また、関係機関と連携し、子どもから高齢者までの各年代に応じた交通安全教育を推進します。

(5) 地域防犯活動の充実

「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を高め、区民とともに地域ぐるみの防犯活動や防犯に配慮したまちづくりを推進します。

3 利便性の高い総合的な交通体系の整備

体系的な道路ネットワークや公共交通機関の整備を推進するとともに、自動車・自転車利用の適正化を推進し、多様な交通手段を活用して、だれもが安心して快適に移動できるまちをめざします。

(1) 体系的な道路ネットワークの形成

幹線道路や生活道路のそれぞれがもつ機能を発揮できるよう、体系的な道路ネットワークの形成を図ります。

また、十条駅付近の鉄道と道路などの立体交差化を図るとともに、道路の拡幅などを行い、円滑な道路交通を確保します。

さらに、都や近隣自治体と連携し、自動車交通量の抑制にも努めます。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

安全にだれもが利用しやすいように駅などの交通施設の整備を促進するとともに、区民の身近な足として都電やバスの利便性、快適性の向上を図ります。

また駅前広場は、その機能を維持、充実し、乗り換え利便性の向上を図ります。

さらに、新たな交通手段として、「エイトライナー」や「メトロセブン」などの鉄道の整備を促進するとともに、水上交通の活用を図ります。

(3) 自動車・自転車利用の適正化

違法駐車や放置自転車をなくすため、啓発活動を充実し、モラルの向上を図ります。

また、鉄道事業者や大量の駐車・駐輪需要を生じさせる施設の設置者に協力を求め、駐車場・駐輪場を整備します。

4 情報通信の利便性の高いまちづくり

区民や企業の多様な交流や社会参加がより一層容易となる情報通信の利便性の高いまちをめざします。

そのため、だれもが、いつでも情報をやりとりできるよう、高度な情報通信基盤の整備と区民の情報活用能力の向上を図ります。

また、区は、開かれた区政を推進するため、区政の高度情報化に取り組みます。

(1) 情報通信基盤の整備

高度な情報通信基盤の整備を促進するとともに、だれもが、いつでも情報のやりとりができるような情報ネットワークを形成します。

(2) 情報活用能力の向上

区民が多くの情報の中から必要な情報を入手し、発信できる情報活用能力を習得して、高めることができるように、区は、ボランティア・市民活動団体、企業などと連携し、学習機会を提供します。

5 快適な都市居住の実現

だれもが快適でゆとりある居住を実現し、ファミリー世帯の定住化を図るため、良質で多様なタイプの住宅を確保するとともに、公園、緑地などを整備し、良好な住環境の形成を図ります。また、子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が北区に安心して住み続けられるよう居住を支援します。

(1) 良質な住宅の供給

良質な住宅の供給を誘導するとともに、多様なタイプの住宅を確保します。特に、公的住宅の建替えにあたっては、多様な年齢層や所得層の人々が同じ地域でともに交流して暮らせるような住宅の整備を進めます。

また、安全で健康に配慮した住宅の建設を誘導します。

さらに、住宅の建替えや改善、維持管理などに関する適切な相談、助言などにより、住宅の質の維持、向上を図ります。

(2) 良好な住環境の整備

まちづくり事業と連動した住宅の整備を推進することでオープンスペースを確保し、良好な住環境の整備を進めます。木造住宅密集地域では、住環境の整備を重点的に推進します。

また、区民が快適に住み続けられるよう、みどり豊かな住環境の形成を図ります。

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

子育て世帯や高齢者世帯、障害者世帯が安心して住み続けられるよう、住宅の確保や改善を支援するとともに、保健・医療・福祉との連携を推進します。

6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備

住む人が愛着を感じ、訪れる人にもやすらぎとうるおいを与える魅力ある都市空間を形成するため、区は、美しいまち並みやみどりにあふれた公園、水辺などの公共空間の整備を推進します。

(1) 美しいまち並みの創造

北区を特徴づけるすぐれた景観を積極的に守り、育て、創出するとともに、区民や事業者の景観に対する自主的な取り組みを支援します。

また、人の集まる場所でのやすらぎのある美しい空間づくりを進めるとともに、清潔で快適なまちづくりに対する区民の意識の向上を図ります。

(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

区は、区民とともに、地域の特性などに配慮した利用しやすく親しまれる、季節感あふれる公園づくりを推進します。また、公園や水辺空間を、レクリエーション機能を有し、自然環境を生み出す身近な快適空間として整備します。

7 持続的発展が可能なまちづくり

将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、区民や事業者は、一人ひとりが地球に住み、暮らし、活動する「地球市民」として、地球環境に負担の少ないライフスタイルや事業活動への転換を図ります。

また、区、区民、事業者は、それぞれの責務を果たすとともに、ボランティア・市民活動団体を含めた連携、

協働を進め、資源循環型システムを構築します。

さらに、新たな環境汚染問題にも取り組みます。

(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換

区民や事業者は、省資源・省エネルギー型のライフスタイルや事業活動への取り組みを実践します。また、区は、省資源・省エネルギーへの取り組みを率先して実行します。

さらに、環境への意識を高めるため、環境学習を推進するとともに、区民の自主的な取り組みを促進するため、情報の提供や人材の育成を行います。

そして、区民とともに、北区が誇れる環境に配慮した生活文化を創造します。

(2) 資源循環型システムの構築

区は、区民、事業者、ボランティア・市民活動団体と連携、協働し、安定した資源循環型システムを構築します。そのため、ごみの発生や排出を抑制するとともに、資源回収を進め、再生品や環境に負担の少ない製品の利用を促進します。また、回収した資源が円滑に流通、製品化できるよう、関係機関に働きかけます。

さらに、ごみの発生抑制やリサイクルを中心とした資源循環型の清掃事業を推進します。

(3) 良好的な生活環境の保全

区民の健康や安全を守り、良好な生活環境を確保するため、大気汚染や自動車騒音など、都市・生活型公害の防止や抑制に努めるほか、新たな環境汚染問題にも積極的に取り組みます。

8 自然との共生

自然は、私たちの快適な生活環境や生態系にとって、かけがえのないものです。

区は、区民とともに、多様な生物のすむ自然環境を保全、創出し、自然と共生する、いのちあふれる快適環境を創造します。

(1) 自然環境の保全・創出

河川の水辺空間や崖線（がいせん）のみどりなど、貴重な自然環境を保全、創出するとともに、それらをネットワーク化して、人と多様な生物が共生する自然の回廊をつくります。

また、生き物とふれあい、いのちの営みや尊さを学ぶことができる自然観察や体験学習の場や機会を提供します。

(2) 環境緑化の推進

みどりは、都市生活に豊かさやうるおいを与えるとともに、生態系を守り、大気を浄化して、自然環境を創出するものです。区は、みどり豊かなまちをつくるため、区民、事業者、ボランティア・市民活動団体と連携、協働し、一層の環境緑化を推進します。



第6章 基本構想を実現するための区政運営

この基本構想を実現するためには、北区のまちづくりの主役である区民と区が、協働してまちづくりを進めることが最も重要です。

区民と区は、区民自治の実現をめざしながら、良好なパートナーシップのもと、協働のまちづくりを推進します。

同時に区は、構想実現のため全力をあげて課題解決に取り組みます。

そのため、一層、総合的、計画的な行財政運営を進めるとともに、新しい課題にも柔軟に対応できる効率的な執行体制を整備します。

また、区政に対する区民のニーズは変化し、かつ多様化、高度化していますが、長期的に北区の財政を展望したとき、財源の大きな伸びは期待できません。

区は、常に行財政構造を見直し、改革を推進して、将来にわたって区民のニーズに応えられる区政の実現をめざします。

また、区民のニーズに応え、北区の特性にあったまちづくりを進めるためには、国や都から権限と財源を区に移すことが重要です。区民と区は一丸となって、基礎的自治体としての区の自治権の拡充を求めるとともに、北区だけでは解決困難な課題に取り組むため、広域的な連携、協力を進めます。

1 区民と区の協働によるまちづくりの推進

「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という考え方のもとに、区民と区は、良好なパートナーシップを構築し、協働してまちづくりを進めます。

区は、区政の様々な場面への区民参画を推進するとともに、わかりやすく開かれた区政を推進します。

(1) 区民参画の推進

区は、北区のまちづくりの主役である区民と連携、協働して課題解決に取り組むため、政策形成過程から、実施、評価の過程に至るまで、区政の様々な場面への区民参画を推進します。また、公共施設の整備、運営についても、区民参画のしくみを積極的に取り入れます。

(2) わかりやすく開かれた区政の推進

区民と区の協働によるまちづくりを推進していくためには、相互の信頼関係のもと、良好なパートナーシップを構築することが必要です。

そのため、区は、行政活動について、区民に説明する責任を果たすとともに、区民の知る権利を保障し、区政の透明性の向上を図るために、積極的に区政に関する情報を公開、提供します。また、区民と区が区政の課題についてともに考えていくことができるようにするため、積極的な広報・広聴を推進します。

(3) 責任ある協働の推進

広がりつつある「公」と「私」にまたがる領域について、区は、区民、市民活動団体やその他の民間団体、企業などとともに、役割と責任を明らかにしながら、それぞれの特性を生かして、連携し協働していきます。

また、区民、市民活動団体やその他の民間団体、企業などによるボランティア活動や公益的活動、社会貢献活動が活発に行われるような環境づくりを進めます。

2 計画的・効率的な行財政運営の推進

区は、基本構想の実現をめざして、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的、効率的な行財政運営を推進します。そして、行財政改革を進め、柔軟で強じんな行財政体質を築くとともに、簡素で機能的な組織・機構を実現します。

また、より一層効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、既存の公共施設の有効活用を図ります。さらに、区政推進の担い手となる職員の一層の資質向上を図ります。

(1) 計画的な行政運営

区は、中長期的な社会経済動向を的確に展望し、限られた資源の重点的かつ効果的な配分を行うため、原則として10年を計画期間とする基本計画と、3年を計画期間とする実施計画を策定し、総合的、計画的、効率的な行政運営を進めます。

また、基本計画と実施計画は、社会経済状況の変化に的確に対応するため、必要に応じて、柔軟に見直しを行います。

(2) 健全な財政運営

基本構想の実現のためには、長期にわたって安定した財源を確保し、区の財政基盤を強固なものとする必要があります。そのため、区は、区税などの自主財源の安定確保に努めます。また、特別区相互間に税源の偏在のある中で、均衡のとれた行政水準を確保するため、都区財政調整制度の適正な運用を求めていきます。

国、都に対しては、事務事業の分担に見合う税財源の配分、超過負担の解消と新たな行政需要に対する財源措置を求めていきます。

また、積極的な行財政改革により、柔軟で強じんな財政構造を築くとともに、基金の積み立てや計画的な区債の活用など、長期的視点に立った財政運営を進めます。

(3) 簡素で機能的な組織・機構の実現

新たな行政需要や組織を横断する課題に的確に対応していくために、組織・機構の不断の見直しを行い、簡素でわかりやすい機能的な組織・機構を実現します。

また、スクラップ・アンド・ビルトの徹底により組織の肥大化を防止するとともに、適正な職員定数の管理、職員配置を計画的に進めます。

(4) 職員の資質の向上

区が、基礎的自治体として、北区の地域特性を生かした多様な施策を形成し実施していくためには、強い使命感と高い意欲を持った北区の職員の活躍が必要であり、多彩な職員集団を形成することが大変重要です。

そのため、時代の変化に対応した様々な研修や長期的視点に立った人事管理により、政策形成能力と専門的知識や技術を有し、区民と協働して施策を遂行していく能力を持つ意欲ある人材を育成します。

(5) 効率的な行政サービスの提供

区は、事務処理の効率化、迅速化と行政サービスの向上を図るため、行政情報化を推進します。また、窓口事務の改善などに取り組み、区民にとって便利で効率的なサービス提供体制を整備します。

一方、国、都、民間事業者、区民との役割分担を明確にしながら、実施する事業を選択するとともに、民間委託などの方法により、積極的に民間活力を活用します。

区が提供する多様なサービスのうち、受益者負担の原則があてはまるものについては、区と区民との役割分担、行政の公共性、住民間の公平の視点から、絶えず見直しを行い、受益者負担の適正化を進めます。さらに、区の施策の成果について、区民の視点に立った客観的な評価を行い、その結果を個々の施策と政策に適切に反映させる新たな行政評価システムを確立します。

(6) 公共施設の計画的な整備と有効活用

少子高齢化の進行など社会状況の変化により、施設に対する需要は変化し、多様化、高度化しています。そのため、区は、公共施設の計画的な整備、改築、改修を推進するとともに、施設の転用、多目的化、複合化など有効活用を推進します。また、公共施設としての活用が困難な区有財産については、貸付、交換、売却などの方法も含め、その活用を図ります。

3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

区は、区民に最も身近な基礎的自治体として、個性豊かな活力に満ちた地域社会を実現するため、区の自主性、自立性の向上に努めます。

また、区民の誇りとなる「北区らしさ」を発見、創造し、他の都市にはない魅力的な北区の地域イメージとして、広く内外に発信します。

さらに、区だけでは解決できない課題については、他の自治体、都、国との連携、協力を進めます。

(1) 自治権の拡充

区民に最も身近な政府であり、総合的な行政展開を求められる基礎的自治体である区の自己決定権の拡大は、区民自治の観点からみて、大変重要です。

そのため、国、都、区の責任と役割分担を明らかにしながら、他の区市町村とともに、区民と一丸となって、大幅な権限と安定的、恒久的な財源の移譲を、国、都に求めていきます。

(2) 「北区らしさ」の創造と発信

区は、区民とともに、北区の個性的な魅力を発見、創造し、その魅力をイメージ戦略の視点から、広く内外に発信します。

また、北区の地域特性を生かした北区らしい施策を形成し、推進します。

(3) 広域的な連携・協力の推進

区域を越えた取り組みが必要な課題や、北区だけでは解決が困難な課題に対しては、22区、近隣市などの他の自治体、都、国と連携、協力して取り組みます。

また、地域活性化と相互発展をめざして、国内外の自治体との交流を進めます。

